

コンプライアンス確立に係る 事前審査の手引き

令和6年7月版

防衛省整備計画局

建設制度官

第1 対象企業

コンプライアンス確立に係る事前審査（以下「事前審査」という）の対象は、
（1）又は（2）に該当し、かつ、申請の日から過去5年間のいずれかの時期に管理職隊員^{※1}が建設工事の関連部署^{※2}に在籍する^{※3}企業とする。

- （1）受注実績企業（当該年度を含む過去5年以内に、防衛省が発注する建設工事^{※4}を受注した実績を有する企業（同営利企業の会社法第2条第3号に規定する子会社である営利企業及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む））
- （2）事案関連企業（平成18年に発生した防衛施設庁入札談合に関与したと認定された企業（同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む））

※1 行（一）7級Ⅱ種・一佐（三）Ⅱ種相当以上の隊員をいう。

※2 建設工事に関連する営業、設計、施工又は積算を担当する部署をいう。ただし、顧問等であっても、防衛省の建設工事関連部署の職員と接触する機会があれば、関連部署に所属する場合に含まれる。

※3 申請時点で当該管理職隊員が既に企業を退職していても、対象期間に在籍した場合は対象となる。

※4 建設業法第2条第1項に定める建設工事で、工事費が1件250万円以上のもの（建設工事に係る防衛省の競争参加資格に基づく契約に限る。物品・役務の提供等に係る契約を除く）。

第2 事前審査の手続き

1 提出資料

- （1）事前審査申請書（属紙1）
- （2）添付資料（属紙2）

※前回の競争参加資格審査において確認コードを付与されている場合は、添付資料の提出を省略することができる。ただし、前回の資格審査結果通知書に記載された登録年月日から申請の日までに、地方防衛局長等から入札談合を理由とした指名停止を受けた場合を除く。

2 提出時期

- （1）定期登録手続きにより競争参加資格の審査を受ける場合は、競争参加資格審査に係る公示の日（例年10月初旬）から年末まで（12月28日まで）^{※5}の間に提出する。

※5 1月以降の提出については、翌年度（4月1日以降）に確認コードを付与する。

- （2）随時登録手続きにより競争参加資格の審査を受ける場合は、随時登録の申請前に提出する。

3 提出方法

郵送（担当窓口宛て、書留郵便に限る）

第3 事前審査終了後の手続き

- (1) 定期登録手続きにより競争参加資格の審査を受ける場合は、インターネット一元受付により、業態調書8の採用実績欄を「有」とし、確認コード欄に担当窓口から通知された確認コードを入力する。
- (2) 随時登録手続きにより競争参加資格の審査を受ける場合は、防衛省ホームページから業態調書の様式をダウンロードし、採用実績を「有」とし、確認コード欄に担当窓口から通知された確認コードを記載する。

第4 その他

- (1) 事前審査による確認コードの付与を受けていない場合は、競争参加資格の申請を受け付けない。また、競争参加資格の通知後に事前審査の未実施が判明した場合は、虚偽の申請として競争参加資格を取り消すこととする。
- (2) 提出された資料は、事前審査に係る手続き以外に申請者に無断で使用しない。

[担当窓口]

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省整備計画局建設制度官（再就職担当）

03-3268-3111（内線36442）